

ヒアリング結果要旨

1 ヒアリング対象者

NPO法人移住者と連帯する全国ネットワーク

鳥井共同代表理事、鈴木共同代表理事、旗手運営委員、山岸事務局長

2 内容

(制度目的と実態を踏まえた技能実習制度の在り方について)

- 技能実習制度は、開発途上国への国際貢献を偽装した労働者受入れ制度であることから、同制度を廃止し、適正な外国人労働者の受入れ制度を作るべきである。
- 高額すぎる借金や転籍の制限などにより、著しく支配従属的な労使関係となり、本来、善良な経営者も変貌してしまう。民主主義社会に相応しい対等な労使関係が築けるようにすべき。

(転籍の在り方について)

- 技能実習では、実習先の変更が認められる事由について技能実習生ばかりでなく、監理団体等にも十分に周知されていない。また、特定技能においても、転職支援が受入れ側の都合による契約解除の場合に限定されており、十分なものとはなっていない。
- 転籍の自由を制度的あるいは実態的に制限するのではなく、地域や産業の魅力を作り上げていくことにより、地方に人材を定着させる取組が必要なのではないか。

(管理監督や支援体制の在り方について)

- 海外から日本に働きに来るに当たって、送出国側及び受入れ国側の双方にあっせん機関が必要となると思うが、その機能を公的な機関が担う仕組みも含めて、構造的な問題の改善をどのように図っていくかという議論をするべきである。
- 監理団体は技能実習制度を健全に運用するための中核的組織である一方、様々な問題を引き起こす要因ともなっており、監理団体の機能を公的な機関が担うといった、ドラスティックな変更も必要ではないか。
- 行政が、困っている者全てに出前型で支援を届けるのは、コスト的にも難しい。本人が声を上げやすくしたり、市民団体や労働組合とタスクフォースのような形で協力し合うことが重要ではないか。

(外国人の日本語能力の向上に向けた取組について)

- 母語による相談体制は欠かせないが、自らの権利を正確に理解し、権利を主張するためにも、N4程度、日本語教育の参照枠のA2レベル程度の日本語能力は必要だと考えている。ただし、日本語能力試験は、読み書きによる測定しかなく、話すことの測定がない点が大きな問題である。

(その他)

- 技能実習や特定技能1号では、外国人本人が支援を受ける立場であるため、家族帯同を認めていないと言うが、支援を受ける人にとっては、家族帯同する権利が認められないという説明は納得できるものではない。

以上